

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年4月2日

【会社名】 三共生興株式会社

【英訳名】 SANKYO SEIKO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川崎 賢 祥

【本店の所在の場所】 神戸市中央区江戸町101番地
(注) 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は
「最寄りの連絡場所」で行っております。

【電話番号】 06 (6268) 5188

【事務連絡者氏名】 社長室ゼネラル
マネージャー 下 川 浩 一

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区安土町二丁目5番6号

【電話番号】 06 (6268) 5214

【事務連絡者氏名】 常務取締役 長 澤 和 之

【縦覧に供する場所】 三共生興株式会社 大阪本社

(大阪市中央区安土町二丁目5番6号)

三共生興株式会社 東京本社

(東京都中央区日本橋富沢町11番12号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【提出理由】

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額、資本準備金の額及び事業の内容

名 称	Sankyo Seiko (Asia Pacific) Company Limited 三共生興(亞太)有限公司
住 所	1701, 17th Floor, Tower 6, The Gateway, Harbour City, Kowloon, Hong Kong
代表者の氏名	井ノ上 明(当社 常務執行役員)
資本金の額	10,000,000香港ドル
資本準備金の額	5,000,000香港ドル
事業の内容	衣料及び雑貨などの輸出入ならびに販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数(出資金額)

異動前

異動後 15,000,000香港ドル

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 %

異動後 100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、平成25年4月1日をもって、中華人民共和国香港特別行政区に新たな現地法人を設立し、当社香港支店の業務を移管いたしました。

これにより、当該新規設立会社の当社に対する仕入高の総額が、当社の売上高の総額の100分の10以上に相当する見込みのため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日

平成25年4月1日